

教育委員会会議録

令和5年6月2日（金） 午前10時00分 開会

午前11時18分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、塩谷育代委員、度會秀子委員、河野明日香委員、野杵晃充委員

3 出席した職員

判治忠明事務局長、栗木晴久教育部長、坂川智教育改革監

高木健一総務課長、細井徹財務施設課長、長坂昌彦教職員課長、

大谷健二福利課長、小野内茂喜あいちの学び推進課長

橋本具征高等学校教育課長、水谷政名義務教育課長、安楽孝幸特別支援教育課長

祖父江達夫保健体育課長、兒玉真由美ICT教育推進課長

上田真啓中高一貫教育室長、小笠原総合教育センター次長兼総務部長

川田敦行総務課担当課長、塚田祐介総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（4）令和5年度第2回愛知県教科用図書選定審議会の概要については、教科書採択の公正確保のため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 令和6年度（2024年度）採用愛知県公立学校教員採用選考試験の志願状況について

長坂教職員課長が、令和6年度（2024年度）採用愛知県公立学校教員採用選考試験の志願状況について報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

（塩谷委員）

小学校、中学校及び高等学校の志願者数が減少している理由、特別支援学校及び養護教諭が増加している理由は何か。

（長坂教職員課長）

小学校、中学校及び高等学校においては、講師の減少が考えられる。元教諭・講師経験者特別選考により、講師から正規教諭に合格した者が相当数いること。

また、新卒の学生が採用選考試験に合格できなかった場合は、講師をしながら再び採用選考試験に挑戦するのではなく、官公庁や民間企業に就職するケースが増えていることが考えられる。

特別支援学校では、特別支援学校の免許状等取得、又は取得見込みが出願要件であったが、今年度から採用後3年を目安に免許を取得すればよいという形に緩和した。その影響で増加したのではないか。

養護教諭については年度ごとにばらつきがあるので、今年度はたまたま増加したものだと考えている。

(塩谷委員)

出願要件を緩和することにより、志願者数の減少を止められる可能性はあるのか。

(長坂教職員課長)

緩和することにより、できるだけ減少しないようにすることが精一杯ではあると思う。

(河野委員)

現在、採用選考試験を7月に行うことが多いが、6月に早めようという議論があると思う。愛知県の採用スケジュールはどのように考えているのか。

(長坂教職員課長)

先日、文科省から各都道府県等に対して、現在7月頃に行っている試験を、1か月程度前倒しして6月16日を目安に実施することを検討してもらいたい、という方向性が提示されたので、それを基に検討していく予定である。

(2) 損害賠償請求事件について

長坂教職員課長が、損害賠償請求事件について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

人事異動について、何かルールはあるのか。

(高木総務課長)

職員の人事異動は明確な決まりがあるわけではないが、実態として3年での異動が多い。育児休業等を取得していると長期間在籍している場合もあるので、状況に応じて人事異動を行っている。

(3) 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和5年度第1回）について

橋本高等学校教育課長が、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和5年度第1回）について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(度會委員)

長期欠席者等にかかる選抜方法について、周知の方法は何か特別に考えているのか。

(橋本高等学校教育課長)

中学校を通してまずは受検生と保護者へお伝えする。既に卒業された方等一般の方へは、県教育委員会のホームページ等に記載して周知する。

(野杵委員)

県立高等学校入試の出願において、中学校での出席日数は関係あるのか。

(橋本高等学校教育課長)

出願にあたって出席日数に規定はない。長期欠席には、いじめを受けて不登校になる、家庭の状況で欠席している等色々な理由があるが、そういった生徒たちは中学校で十分な教育を受けていないため、通知表の評定において、本来評価されるべき点が評価されていないということがある。そういった点に配慮する必要があるので、第3学年における欠席日数が半分以上であれば、一度も出席していない場合も含めて制度の対象とするものである。

(河野委員)

今後ICT等を活用していく中で、ICT環境の整備状況等によってICT格差が開いていく可能性がある。また、日本語の教育そのものが難しい生徒がいる等、様々な背景があると思う。配慮していく中で困難も出てくると思うので、そういった側面からも議論をしていただきたい。

(4) 令和5年度第2回愛知県教科用図書選定審議会の概要について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(5) 部活動の地域移行・地域連携の進め方に関するガイドラインについて

祖父江保健体育課長が、部活動の地域移行・地域連携の進め方に関するガイドラインについて報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

学校での部活動は最終的には廃止という方向で進んでいくということか。

(祖父江保健体育課長)

今回のガイドラインは、まずは休日の部活動の地域移行を目標にしている。教員の働き方改革を含め、平日の部活動をどうするかについては、今後の休日の部活動の受け入れられ方によって変わると思う。少子化が進み、部活動が成り立たない学校もあるので、生徒のスポーツ文化芸術活動を確保するためにも、まずは休日の部活動の地域移行を進めていき、うまくいった場合には平日も地域移行を考えていきたい。

(塩谷委員)

今現在の部活動の体制を変えていかなければならないというのはもっともであるが、部活動自体が大会や試合ありきで話が進んでいる。人数が少なくても、授業後に学校でスポーツを純粹に楽しむという観点から考えれば、部活動の存続は可能なのではないか。学校での部活動を続けていく方法はないのか。

(祖父江保健体育課長)

現在、中学校での部活動は学校単位で行うことが前提であり、各種大会も学校単位での参加が大前提である。人数が少ない学校は大会に参加できなくなってしまうため、合同チームやクラブチームで参加できるよう、中高体連も規約を見直している。色々な方面での見直しをしていかないと部活動は衰退していくと考えているので、検討していきたい。

(河野委員)

各市町村がこのガイドラインをみながら検討していくことになると思うが、県のサポート体制はどのようなものが想定されるのか。

(祖父江保健体育課長)

地域移行するにあたり、指導者の確保、活動場所の確保、受益者の負担増加という課題がある。指導者の確保と併せて指導者の質は重要な課題である。

県として一番サポートができることは、指導者の確保の支援と考えているので、人材バンク等整備していきたい。他県の先行事例をみると、指導者に学生を活用している事例が多くあるが、各市町村が大学に依頼するのではなく、県が大学と連携して指導者に人材バンクに登録してもらう等、サポートしていきたい。

研修についても、市町村で単独で行うのではなく、県がある程度一括して行う方が効果的だと考えるので、こういったことも含めて検討していきたい。

6 請願

請願第6号 部活動移行（地域移行）スタートの、タイムスケジュール（変更も有）を公表することを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

現状、利用料金については、各自治体でどれほどの差があるのか。

(祖父江保健体育課長)

先行している自治体においては、年間1,000円でサービスを提供している自治体もあれば、月1,000円程度の料金設定を検討しているところもある。他県の例であるが、1回500円のクーポン券を事前に買っていただき、そのクーポン券を利用して部活動を実証実験しているところもある。現状、どのような形が保護者、生徒に受け入れられるかというところを模索しているところである。納得できる地域部活動が出来上がれば、多少料金が高くても利用し、料金をできる限り安くしてほしいという声があれば、市町村もそれに応える努力をすることになるのではないかと。

(塩谷委員)

自治体によってかなりの差があるが、その差は埋めていかなければならないと思う。県がその施策を行えるのか。

(祖父江保健体育課長)

スポーツ協会には各種目の指導者制度という制度があるので、そういった制度を利用したり、体育学部系の学生で専門知識がある学生等と連携を促すことは県の役目であると考えている。

(野杵委員)

請願資料の中の熊本市教育委員会が実施した部活動についてのアンケート調査で、教員の7割以上が「報酬を支払われても、部活動をやりたくない」と回答している。部活動を地域移行するという問題の発端は、教職員の超過勤務時間の多くを部活動が占めていることだと思うが、超過勤務の中に占める部活動の時間の詳細な統計は出ているのか。

(祖父江保健体育課長)

在校時間については調査をしているので、部活動・教科指導・保護者会議等何に時間を使っているのかというデータは出ている。部活動がかなりの割合を占めているのは事実であるので、休日からまずは地域移行をしていきたいと考え、ガイドラインを策定しているところである。

(野杵委員)

データ等根拠がないと分からないので、愛知県独自で行ってほしいと思う。都市部と過疎部では全然違ってくると思うので、また詳細なデータが出たら情報共有していただきたい。

現状、保護者や生徒からすると部活動を残してほしい、教職員からすると労働時間を減らしたい、という利益相反関係になってしまっているので、ここをどう調整していくのか。地域移行ありきで進めてもうまくいかないのではないかと個人的には思う。

(度會委員)

知育、食育、体育という面で考えたときに、地域移行されたことによって子供に与えられる権利が与えられないで育ってしまうような、地域によって格差が出ることをないように考えていただきたい。

(塩谷委員)

現在、多くの変革が進められているが、部活動の問題は一つの問題であってそこに関わる色々な問題を繋げて考えていく必要があると思う。

(河野委員)

受け止める地域の状況や考え方が大事になる。双方で作り上げていくものなので、地域との連携をどう進めていこうとしているのか。市町村によって状況が違うので、一律に同じことをやるのは難しい。地域の状況を加味しながら、どのような方法で進めていくのか。

(祖父江保健体育課長)

県としては全県の担当者を集めた協議会を設置し、各市町村で実施している状況の報告や好事例の発表等を行っており、また、規模の近い自治体間で情報交換が行われている。今年度は12の市町で運動的活動、8つの市町で文化的

活動の実証実験を行うこととしており、そうした報告についても全市町村で共有していきたい。

(飯田教育長)

地域移行にあたり、指導者や活動場所をどうしていくのか等、まだまだガイドラインに書き込むことができなかつた部分があるので、3年間の改革推進期間で実証実験を行い、地域移行が難しければまずは地域連携等、外部の力を借りながら行い、地域としての部活動からスポーツ活動、文化的活動というように形を変えながら進めていきたい。

県教育委員会としては、市町村の実態は千差万別なので、全て一律に行うのではなく、色々な先進事例を紹介する、指導員をしっかりと配置していくことができるようにしていきたい。

中学校教員は、1日11時間程度学校に拘束されているといわれており、実態については国を挙げて調査している。中学校現場では部活動が大きな負担となっているため、教員の負担を少しでも減らしていかないといけない。

しかし、子供たちにとっては、部活動は授業よりも楽しいという場合も多いので、子供たちの夢やモチベーション等の視点から考えたときに地域へ移行するというのはどういうことなのか、まずは3年間しっかり検証しながら愛知県としてもどのような支援をしていけるのか、これからしっかり考えていきたい。

請願第7号 教職員の不祥事に対して懲戒処分及び訓告処分等を行う場合、校長からの調査報告だけではなく、該当教職員に対して、処分の権限を有する愛知県教育委員会から校長からの調査報告の内容確認及び事実確認を行うことで公平な審議及び処分を執行することを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(野杵委員)

非違行為の状況についてどのように確認をしているのか。

(長坂教職員課長)

非違行為が発生した場合は、非違行為の事実確認を行い、速やかに非違行為報告書を提出することとしている。なお、非違行為の内容の記載については、関係者からの事情聴取を十分に行い、正確に記入することとしており、非違行為報告書の提出後、補足事項、内容の変更その他追加報告が必要な事項があれば追加報告するよう、依頼をしている。また、当該職員からの申立書、所属長からの意見書の提出も依頼しており、提出のあった様々な書類等を参考に、県教育委員会が総合的に判断している。

なお、申立書は、当該職員の自署によるものであり、当該職員が自ら認めている事実や状況であると認識している。非違行為報告書と申立書の記載内容に差異があった場合や、記載内容等について疑問が生じた場合は、所属長に再度の聞き取りや確認を依頼したり、場合によっては、県教育委員会が直接、当該

職員に対して事情聴取を行っており、県教育委員会として、非違行為の状況を的確に把握している。

(野杵委員)

関係者からの事情聴取を行っているとのことであるが、請願内容を見ると、校長からの報告だけで判断しており、関係者からの聞き取りが不十分ではないか、ということのようである。校長や教頭以外からのヒアリングは行っているのか。

(長坂教職員課長)

本人の署名が入った申立書と非違行為報告書を突合し、内容に差異がなければ事実確認はしっかり行っているものと判断している。

(野杵委員)

内容が合致すればいいと思うが、第三者からの客観的な意見は非常に重要になると思うので、非違行為が発生した場合はできるだけ多くの関係者から事情聴取をした方が正しい判断ができるのではないかと、思う。

(河野委員)

県教育委員会に非違行為を報告する場合、当該職員に対しては伝えなくてもいいのか。

(長坂教職員課長)

非違行為の報告を要するのは、所属職員が法令等違反を行ったとき、職務上の義務違反を行ったとき、信用失墜行為を行ったときであり、所属職員の非違行為を承知したとき、所属長は速やかに県教育委員会に報告することとしている。報告にあたっては、関係者からの事情聴取や提出される書類から、非違行為の事実関係を調査し、所属長の判断において報告がなされるものであり、報告内容を詳細に当該職員に伝える必要はない。

なお、非違行為報告書の記載内容については、開示請求等を行い閲覧することも可能である。

(塩谷委員)

請願者の事例において、申立書は出されているのか。

(長坂教職員課長)

実際に出されている。

(塩谷委員)

出された上で、県教育委員会で総合的に判断したということか。

(長坂教職員課長)

提出された書類を確認し、総合的に判断した結果の処分となっている。

(飯田教育長)

調査や申立書等書類作成については、主旨を本人にもしっかりと確認を取ることが基本であると思うので、しっかり基本に沿ってやっていきたい。

請願第8号 懲戒処分の公表基準「3 公表の例外」の説明と被害者が事件の公表を望まない場合は「3 公表の例外」に記載されているとおり「内容の一部

又は全部を公表しないことができる」ことの遵守を求める請願
飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。
〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(度會委員)

公表の例外となるのは、どのような場合か。

(長坂教職員課長)

懲戒処分の公表基準に基づき公表を行っているが、被害者が事件の公表を望まない場合、又は被害者若しくはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害する恐れがある場合等には、内容の一部又は全部を公表しないことができると定めている。例えば、わいせつ行為等について、学校名や氏名を公表することにより、被害児童・生徒に対して二次被害が生じる場合等、県教育委員会が総合的に判断して公表の有無を判断している。

(度會委員)

愛知県教育委員会では、非公表及び一部公表事案はあるのか。

(長坂教職員課長)

平成29年度以降、事案自体を非公表とすることはないが、一部公表にしている事案はある。公表することによって当該児童や生徒が特定され、二次被害が生じる可能性があるとして判断し、学校名や氏名を非公表にした例等である。

なお、事案の状況によっては、県教育委員会が直接、被害児童・生徒や保護者等に確認を行い、公表の有無を総合的に判断している。

(塩谷委員)

公表、非公表の明確な境目はあるのか。

(長坂教職員課長)

色々な事例があるのでケース・バイ・ケースで対応するしかなく、総合的な判断ということしか申し上げることができない。

7 議案

なし

8 協議題

飯田教育長が各委員に諮り、協議題（1）愛知県手数料条例の一部改正について、協議題（2）損害賠償の額の決定及び和解について及び（3）工事請負契約の締結については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において協議することとした。

（1）愛知県手数料条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（2）損害賠償の額の決定及び和解について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の

規定により、会議録は別途作成。

- (3) 工事請負契約の締結について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として河野委員を指名した。
- (2) 請願第6号「部活動移行（地域移行）スタートの、タイムスケジュール（変更も有）を公表することを求める請願」について、請願第7号「教職員の不祥事に対して懲戒処分及び訓告処分等を行う場合、校長からの調査報告だけではなく、該当教職員に対して、処分の権限を有する愛知県教育委員会から校長からの調査報告の内容確認及び事実確認を行うことで公平な審議及び処分を執行することを求める請願」及び請願第8号「懲戒処分の公表基準「3 公表の例外」の説明と被害者が事件の公表を望まない場合は「3 公表の例外」に記載されているとおり「内容の一部又は全部を公表しないことができる」ことの遵守を求める請願」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 2名